平成 17 年 2 月 10 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 ラ ッ ク ラ ン ド
代表者名　代表取締役社長　望月 圭一郎
（JASDAQ　コード番号　9612）
問合せ先　執行役員
管理本部長補佐　鈴木 健太郎
電話　03-3377-9331（代表）

株式の売出しに関するお知らせ

平成 17 年 2 月 10 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

（１）　売出株式数　当社普通株式　1,310,000 株

（２）　売出価格　日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により下記（４）売出方法に記載の売出価格決定日に決定します。

（３）　売出人及び売出株式数

株式会社エイ・クリエイツ	810,000 株
望月　圭一郎	320,000 株
望月　妙子	115,000 株
吉田　ルリ子	65,000 株

（４）　売出方法　売出しとし、日興シティグループ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱証券株式会社、丸三証券株式会社、いちよし証券株式会社、ライブドア証券株式会社及びマネックス証券株式会社に全株式を買取引受けさせます。なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により売出価格決定日（平成 17 年 2 月 22 日（火）から平成 17 年 2 月 25 日（金）までのいずれかの日。以下「売出価格決定日」という。）における株式会社ジャスダック証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定します。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とします。

（５）　申込期間　平成 17 年 2 月 28 日（金）から平成 17 年 3 月 2 日（水）まで。なお、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 2 月 23 日（水）から平成 17 年 2 月 25 日（金）までとなります。

（６）　受渡期日　平成 17 年 3 月 8 日（火）

（７）　申込証拠金　１株につき売出価格と同一の金額とします。

（８）　申込株数単位　100 株

（９）　前記各号については、平成 17 年 2 月 10 日（木）に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

（10）　その他本株式売出しに関し必要な一切の行為（本売出しの売出価格、申込期間の具体的な決定及びその他必要事項の決定を含む。）を為す権限を専務取締役三島昭寿に付与します。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】２．を参照）

（１）　売出株式数　　当社普通株式　　190,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、前記「１．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」の需要状況を勘案の上、決定されます。

（２）　売出価格　　未定（売出価格は前記「１．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（４）売出方法」に記載の売出価格と同一とします。）

（３）　売出人及び売出株式数　　日興シティグループ証券株式会社　　190,000 株

（４）　売出方法　　日興シティグループ証券株式会社が、前記「１．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」の需要状況を勘案した上で、当社株主である株式会社エイ・クリエイツから 190,000 株を上限として賃借予定の当社普通株式を追加的に売出しを行います。

（５）　申込期間　　前記「１．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（５）申込期間」に記載の申込期間と同一とします。

（６）　受渡期日　　前記「１．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（６）受渡期日」と同一とします。

（７）　申込証拠金　　１株につき売出価格と同一の金額とします。

（８）　申込株数単位　　100 株

（９）　前記各号については、平成 17 年 2 月 10 日（木）に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

【ご参考】

１．売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしましたが、これは当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

２．オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の株式売出しにおいては、引受人の買取引受による売出し 1,310,000 株を予定しておりますが、その需要状況を勘案し、190,000 株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である株式会社エイ・クリエイツより賃借する当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を買取る権利（グリーンシューオプション）を、申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として当社株主である株式会社エイ・クリエイツより付与される予定であります。日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である株式会社エイ・クリエイツより賃借する株式の返還を目的として、申込期間終了日の翌営業日からグリーンシューオプションの行使期限までの間、上限株数の範囲内で、株式会社ジャスダック証券取引所（当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された後は株式会社東京証券取引所）において当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行う場合があります。また、日興シティグループ証券株式会社は、申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を当社株主である株式会社エイ・クリエイツより賃借する株式の返還に充当する場合があります。なお、日興シティグループ証券株式会社は、安定操作取引で買付けた株式を当社株主である株式会社エイ・クリエイツより賃借する株式の返還に充当する場合における当該株式数及びシンジケートカバー取引により買付けた株式数の合計数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以　上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。